

半田市障がい者（児）タクシー料金助成事業実施要綱

（趣 旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する地域生活支援事業のうち、障がい者（児）タクシー料金助成事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。

（実施内容）

第3条 この事業は、重度の障がい者（児）がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成することにより実施するものとする。

（受給資格者）

第4条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者のうち、障がい程度が1級又は2級のもの

（2）療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者のうち、障がい程度がA判定のもの

（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障がい程度が1級のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、助成を行わないものとする。

（1）半田市障がい者（児）バス運賃扶助事業実施要綱により、バス特別乗車証の交付を受けている者

（2）半田市外出支援サービス実施要綱により、タクシー料金助成利用券の交付を受けている者

- (3) 当該障がい者を理由として、障がい者本人又はこれと生計を一にしている者が所有する自動車について、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者
ただし、人工呼吸器、胃ろう等を使用し、看護師等によるたんの吸引、経管栄養注入等の医療的介助行為（以下「医療的ケア」という。）を要する者及びこれと生計を一にしている者を除く。
- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第2条第2項に規定する施設に他市町村の措置で入所している者
- (5) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納のある者。ただし、適切な納付誓約書の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合、この限りでない。

(申 請)

第5条 受給資格者が助成を受けようとするときは、前条第1項に規定する手帳を提示し、障がい者（児）タクシー料金助成利用券交付申請書（様式第1）により、市長に申請するものとする。ただし、医療的ケアを要する者にあつては、医療的ケアを要することを証する書類（医師の意見書等）を併せて提出するものとする。

(交 付)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、障がい者（児）タクシー料金助成利用券（様式第2。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の審査において、適当でないと認めるときは、障がい者（児）タクシー料金助成利用券交付却下決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。
- 3 利用券は、同一年度につき、24枚を限度として交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、受給資格者のうち第4条第1項第1号に該当する者で、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する住民税非課税世帯に属するものについては、同一年度に48枚まで交付することができる。
- 5 半田市障がい者（児）バス運賃扶助事業実施要綱により、バス特別乗車証の交付を受けている者が、その有効期限内に利用券の交付を申請する場合は、障がい等級の変更等により、新たに第4条の受給資格者となった場合に限り、交付することができる。

(有効期限)

第7条 利用券の有効期限は、交付の日から当該交付日の属する年度の末日までとする。

(利用タクシーの範囲)

第8条 利用券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が利用できるタクシーは、半田市と協定を締結した業者の有する次に掲げる種類のものとする。ただし、第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げるタクシーの利用については、身体障害者福祉法第15条に規定する身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けた者のうち、障がい種別及び程度が体幹1級から3級まで又は下肢1級若しくは2級の者に限る。

(1) 小型タクシー

(2) 中型タクシー

(3) 大型タクシー(利用者を輸送するため、寝台及び車椅子用昇降機を装備したものに限る。)

(4) 特定大型タクシー(利用者を輸送するため、寝台及び車椅子用昇降機を装備したものに限る。)

(5) 小型福祉タクシー(要介護等高齢者や障がい者等の輸送に業務の範囲を限定した許可を受けたものに限る。)

(6) 中型福祉タクシー(要介護等高齢者や障がい者等の輸送に業務の範囲を限定した許可を受けたものに限る。)

(7) 大型福祉タクシー(要介護等高齢者や障がい者等の輸送に業務の範囲を限定した許可を受けたものに限る。)

(8) 特定大型福祉タクシー(要介護等高齢者や障がい者等の輸送に業務の範囲を限定した許可を受けたものに限る。)

(助成の額)

第9条 助成する額は、次に掲げる場合について、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号及び第2号を利用する場合 距離制運賃の障がい者割引を受けた後の初乗運賃に相当する額

(2) 前条第3号、第4号、第7号及び第8号を利用し、時間制運賃の場合 2,500円

(3) 前条第3号、第4号、第7号及び第8号を利用し、距離制運賃の場合 距離

制運賃の障がい者割引を受けた後の初乗運賃に相当する額

(4) 前条第5号及び第6号を利用し、時間制運賃の場合 1,500円

(5) 前条第5号及び第6号を利用し、距離制運賃の場合 距離制運賃の障がい者割引を受けた後の初乗運賃に相当する額

(協定事業者)

第10条 本事業の協定を締結することができる事業者は、運輸局の認可を受けた事業者とする。

2 新たに協定の締結を希望する事業者は、前年度の1月末日までに運輸局の認可証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(再交付)

第11条 利用券は、再交付しないものとする。

(使用方法)

第12条 受給者が利用券を運転手に提出するときは、第4条第1項に規定する手帳を提示しなければならない。

(不正使用の禁止)

第13条 受給者は、利用券を他人に譲渡又は担保に供してはならない。

(利用券の返還)

第14条 受給者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、直ちに利用券を市長に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 受給資格者でなくなったとき。

(4) 前条の不正使用をしたとき。

(5) 有効期限が経過したとき。

(助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により利用券を使用した者がいるときは、その者から、その利用券に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 昭和57年度における利用券の交付は、第4条の規定にかかわらず10枚を限度とする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

障がい者 (児) タクシー料金助成利用券交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

申 請 者

氏 名

.....
(受給資格者との続柄)

連絡先 () -
.....

次のとおり障がい者 (児) タクシー料金助成利用券の交付を申請します。

ふりがな		電話番号	()
受給資格者氏名			-
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
住 所	半田市		
同 意 欄	本申請に基づき、私及び同居世帯全員の市民税の課税状況並びに、私の市税等の納付状況を市担当者が調査することに同意します。 受給資格者氏名		
※事務処理欄		チケットNo.	

様式第2 (第6条関係)

(表面)

交付年月	年	月	日	No			
有効期間	年	月	日	～	年	月	日
障がい者 (児) タクシー料金助成利用券							
氏名							(歳)
生年月日	年	月	日				
住所	半田市	町	丁目	番地			
電話番号	—						
手帳番号	第						号
本利用券の交付を決定する。							
発行者 半田市長 印							
◎裏面の注意事項をお読みください。							

(裏面)

有効期間	年	月	日	～	年	月	日	No
障がい者 (児) タクシー料金助成利用券								
(1乗車につき1枚のみ有効)								
車種	小型・中型・大型・特定大型 小型福祉・中型福祉 大型福祉・特定大型福祉							
適用運賃	距離制運賃 ・ 時間制運賃							
利用年月日	年	月	日					
利用目的	通院 ・ 買い物 ・ その他							
発行者 半田市長 印								

障がい者（児）タクシー料金助成利用券交付却下決定通知書

平成 年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のありました障がい者（児）タクシー料金助成利用券の交付につきましては、下記の理由により却下しましたので、半田市障がい者（児）タクシー料金助成事業実施要綱第6条第2項により通知します。

記

受給資格者	住 所	
	氏 名	
却下理由	下記の要件を満たしていないため <input type="checkbox"/> 住所要件 <input type="checkbox"/> 障がい者手帳要件 <input type="checkbox"/> 障がい者（児）バス特別乗車証併給要件 <input type="checkbox"/> 高齢者タクシー料金助成利用券併給要件 <input type="checkbox"/> 施設入所要件 <input type="checkbox"/> 市税等の納付要件 <input type="checkbox"/> その他	